

「テールゲートリフター操作者特別教育(学科)」 開催のご案内

◆受講対象者:テールゲートリフターの操作業務の従事者◆

事業者は貨物自動車の荷台の後部に設置されているテールゲートリフターの操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る）について、従事する労働者に対し、令和6年2月1日より「特別教育」を行わなければならないと規定されました。

（労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第5号の4、安全衛生特別教育規程第7条の4）

つきましては、テールゲートリフターの操作の業務に従事する者を対象とする「特別教育」を次のとおり開催することにいたしましたので、是非ともこの機会に受講されますようご案内申し上げます。

なお、この特別教育は学科教育と実技教育が必要です。実技教育は社内等にてテールゲートリフターを使用して、テールゲートリフターの操作の方法（2時間）の実技教育を行ってください。



テールゲートリフター

◆開催日

- ・ 令和6年 3月19日 (火)
- ・ 令和6年 5月28日 (火)

◆講習会場:エル・おおさか

- ◆ 定員：100名（定員になり次第締め切ります）
- ◆ 修了証の交付：全課程修了後、受講者本人に修了証を交付いたします。
- ◆ お申込み方法：当連合会ホームページからお申込みください。

◆受講料金（テキスト代含む）

会員 8,800円

※会員とは：連合会・支部、大阪府下の労働基準協会の方

【受講料7,100円+消費税(10%)710円、テキスト900円+消費税(10%)90円】

非会員 10,340円

【受講料8,500円+消費税(10%)850円、テキスト900円+消費税(10%)90円】

《《 適格請求書発行事業者の登録番号：T7120005015256 》》

【公式】LINEはじめました！友だちになって最新情報をGETしよう



はじめました

厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関〈登録第1号〉

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4F
TEL:06-6942-7401 HP: <https://www.daikiren.or.jp>

